

## ヘルパーステーショングレイン運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社グレインが開設するヘルパーステーショングレイン（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

### (指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヘルパーステーショングレイン
- ② 所在地 愛知県刈谷市半城土中町1丁目2番5号 SEVEN BASE A号室
- ③

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者・・・1名

サービス提供責任者・・・5名

訪問介護員等・・・20名以上

#### (1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

#### (2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況について文書等による指示及びサービス提供後の報告や情報共有を行って、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

#### (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

#### (4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 年中無休
- ② 営業時間 24時間

### (事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 500円
  - ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 2,000円
- 3 特定事業所加算Ⅱを満たすことから、特定事業所加算Ⅱを算定する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

- 第8条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- ① 責任者は事業所の管理者とする。
  - ② 年間研修計画に虐待に関する研修内容を含ませ、年に1回実施する。
  - 2 事業所は虐待が疑われる事案が発生した場合には、事業所の所在地である市町村へ速やかに通報し、状況を伝え、被害の拡大を防ぐ。虐待が発生した場合には通報の義務が発生することを従業員一人ひとりに周知していく。
  - 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を適宜法人会議の際に開催する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、愛知県刈谷市の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

- 第10条 研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を実施する。
- 2 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的として定期的な会議を実施する。
  - 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
  - 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社グレインと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成28年10月1日から施行する。  
この規定は、平成29年3月1日に改定する。  
この規定は、平成30年6月1日に改定する。  
この規定は、平成31年2月1日に改定する。  
この規定は、令和2年1月6日に改定する。  
この規程は、令和2年9月16日に改定する。  
この規定は、令和2年10月8日に改定する。  
この規程は、令和3年4月1日に改定する。  
この規程は、令和4年5月16日に改定する。  
この規程は、令和5年6月1日に改定する。  
この規程は、令和5年9月1日に改定する。  
この規定は、令和6年8月12日に改定する。

この規定は、令和6年9月1日に改定する。